

令和4年度 栄北会 総会

新型コロナウイルスの感染防止のため、学校での開催は中止し、書面表決といたします。

学校法人 佐藤栄学園

栄北会

令和4年度 栄北会 総会 目次

1 議事

第1号議案 : 令和3年度 決算報告(案)・監査報告

第2号議案 : 令和4年度 事業計画(案)及び予算(案)

第1号議案

令和3年度 栄北会収支決算報告書（案）
（栄北高等学校）

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

（収入の部）

（単位：円）

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
1 前年度繰越金	2,082,667	2,082,667	0	
2 会費	9,870,000	9,870,000	0	@30,000円×329名
3 雑収入	0	78	△ 78	受取利息
合計	11,952,667	11,952,745	△ 78	

（支出の部）

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
1 会費	150,000	16,060	133,940	
(1) 総会費	100,000	16,060	83,940	会計監査弁当、会計監査役員交通費
(2) 役員会費	50,000	0	50,000	
2 庶務費	1,600,000	568,865	1,031,135	
(1) 通信通話費	1,000,000	404,217	595,783	総会案内葉書郵送代
(2) 消耗品費	100,000	99,660	340	掃除機、コピー用紙
(3) 印刷費	500,000	64,988	435,012	総会案内葉書印刷代、コピーラベル
3 事業費	6,500,000	3,806,620	2,693,380	
(1) 事業費	2,000,000	1,194,940	805,060	乗客用スリッパ、スタンド盛花、加湿清浄機、同窓会室アクセスポイント設置工事
(2) 助成金	4,500,000	2,611,680	1,888,320	防災倉庫設置・正門前舗装工事助成
4 積立金	3,000,000	3,000,000	0	
(1) 同窓会事業積立金	1,000,000	1,000,000	0	生徒急減等運営積立金
(2) 施設設備積立金	1,000,000	1,000,000	0	施設設備の老朽化及び新規施設等への助成
(3) 周年事業積立金	1,000,000	1,000,000	0	周年事業記念式典及び記念事業費
5 予備費	702,667	0	702,667	
(1) 予備費	702,667	0	702,667	
小計	11,952,667	7,391,545	4,561,122	
次年度繰越金	—	4,561,200	△ 4,561,200	
合計	11,952,667	11,952,745	△ 78	

積立金

（単位：円）

区分	前年度繰越金	本年度積立金	受取利息	本年度支出金	積立金合計	備考
同窓会事業積立金	11,000,103	1,000,000	97	0	12,000,200	
施設設備積立金	111,001,041	1,000,000	947	0	112,001,988	
周年事業積立金	1,000,009	1,000,000	12	0	2,000,021	
合計	123,001,153	3,000,000	1,056	0	126,002,209	

※ 積立金の受取利息は、繰越金額を基に按分しました。

令和4年5月7日

学校法人佐藤栄学園
栄北会会長
鈴木孝東様

監査終了報告書

令和3年度事業報告書及び決算書につき、令和4年5月7日土曜日、
帳簿と諸資料に基づき照合の上、細密な監査の結果、妥当にして正確で
あることを確認しましたので、ここにご報告申し上げます。

監事

川村 優太



監事

切田 信洋



令和4年度 栄北会 役員名簿

	役名	卒業生名	卒業年度	備考
1	会長	鈴木 孝東	平成15年度卒	
2	副会長	福田 敦	平成13年度卒	
3	副会長	小野寺 健次	平成14年度卒	
4	会計	野口 裕介	平成14年度卒	
5	会計	大河原 一人		
6	監事	川村 優太	平成13年度卒	
7	監事	切田 信洋	平成14年度卒	
8	幹事	古澤 秀樹	平成15年度卒	
9	幹事	澁井 拓也	平成18年度卒	
10	幹事	小山 将太郎	平成21年度卒	
11	名誉会長	小暮 優治		
12	顧問	岡安 秀寿		
13	顧問	小林 徹		

令和 4 年度 栄北会 事業計画（案）

開校 23 年目を迎えた母校は、1, 267 名の生徒数を数えるまでに発展し、進学の実績、部活動においてもインターハイや全国大会に出場するなど、年々躍進を続けております。

在校生は母校の発展の原動力として、校訓「今日学べ」の教育のもと、明るく伸び伸びと日々精進しております。更に、母校では、夢の実現を応援するために、日々師弟同行の教育に努めております。

そして、これらの教育活動に、栄北会が様々な形で関わり、積極的に支えていく必要があります。

そこで、栄北会において、母校のさらなる発展を願い、一致協力して、目的達成のために下記の事業を行います。

記

- 1、在校生の教育活動の補助
- 2、在校生の就学支援強化及び卒業生への激励助成
- 3、周年行事事業助成・準備
- 4、校舎内外の施設設備への支援・助成
- 5、その他本会の目的達成に必要と認める事業助成

令和4年度 栄北会予算（案）
（ 栄 北 高 等 学 校 ）

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

（収入の部）

（単位：円）

項 目	本年度予算額	前年度決算額	備 考
1 前年度繰越金	4,561,200	2,082,667	
2 会費	12,060,000	9,870,000	@30,000円×402名
3 雑収入	0	78	受取利息
合 計	16,621,200	11,952,745	

（支出の部）

項 目	本年度予算額	前年度決算額	備 考
1 会議費	600,000	16,060	
(1) 総会費	100,000	16,060	総会開催費用
(2) 役員会費	500,000	0	役員会開催費用
2 庶務費	1,500,000	568,865	
(1) 通信通話費	1,000,000	404,217	会員連絡費用（郵送費等）
(2) 消耗品費	200,000	99,660	事務消耗品、用紙等
(3) 印刷費	300,000	64,988	会員案内、総会資料等印刷インク代等
3 事業費	10,677,000	3,806,620	
(1) 事業費	2,000,000	1,194,940	教育活動の補助
(2) 助成金	8,677,000	2,611,680	体育館床改修工事及び校舎内外の施設設備への支援・助成
4 積立金	3,000,000	3,000,000	
(1) 同窓会事業積立金	1,000,000	1,000,000	生徒急減等運営積立金
(2) 施設設備積立金	1,000,000	1,000,000	施設設備の老朽化及び新規施設等への助成
(3) 周年事業積立金	1,000,000	1,000,000	周年事業記念式典及び記念事業費
5 予備費	844,200	0	
(1) 予備費	844,200	0	
小 計	16,621,200	7,391,545	
次年度繰越金	—	4,561,200	
合 計	16,621,200	11,952,745	

※部活動全国大会等が中止の場合、これに係る予算の執行が行えない状況となるため、今年度に限りこの予算を「新型コロナ対策費」として各予算項目より使用または助成することを、全体予算とともにご承認をお願い申し上げます。

学校法人 佐藤栄学園 栄北会 会則

第1条 本会は、学校法人佐藤栄学園 栄北会（えいほくかい）と称する。

第2条 本会の事務局は、同校内に置く。

本会は、会員の教養を深め、相互の親睦を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会の会員は、本校卒業生とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

1. 総会、役員会等の開催。
2. 名簿及び会報の発行。
3. 講習会、講演会等の開催。
4. 母校教職員、転退者に謝意を表すこと。
5. その他本会の目的を達成するため必要な事項。

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 名誉会長・・・母校校長
2. 顧問・・・母校教職員の中から会長が委嘱する
3. 会長・・・1名。会員の中より役員会において選出する。
4. 副会長・・・2名以内。会員の中より役員会において選出する。
5. 会計・・・若干名。会員の中より会長が委嘱する。
内、1名は、本校事務長とする。
6. 監事・・・2名以内。会員の中より会長が委嘱する。
7. 幹事・・・若干名。会員の中より会長が委嘱する。

尚、役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第6条 役員の仕事は、次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を掌握する。
2. 副会長は会長を助け、会長に事故があるときはこれを代理する。
3. 会計は会計事務を処理する。1名は、本校事務長がその任にあたる。
4. 監事は、本会の経理を監査する。
5. 幹事は、会議の記録・文書を整理保管にあたる。

第7条 本会の総会は年1回実施し、または、必要があるときに開催する。
総会は、以下のことを行う。

1. 会計報告
2. 予算・決算の承認
3. その他必要な事項

第8条 本会の役員会は、必要があるときに会長がこれを開催する。
役員会は、以下のことを行う。

1. 会務遂行
2. 総会準備
3. 予算立案
4. その他必要な事項

役員会の決議は、出席者の2/3以上の同意を要す。また、役員会における決定事項は総会または、ホームページによって会員に報告する。

第9条 本会の経費は、会費・寄付金、その他の収入による。
会員は、終身同窓会費として卒業時に30,000円納入する。

第10条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11条 この会則の改廃は、総会の決議を経て変更できる。
右決議は出席者の過半数の同意を要する。

第12条 総会及び役員会については、以下のこととする。

1. 総会及び役員会は会長が議長となる。
2. 総会は、出席者の過半数をもって決議する。

付 則

1. この会則は、平成 31年 4月 1日より実施する。
2. この会則は、令和 3年 4月 1日より実施する。